

福岡市ユマニチュード地域リーダー登録に関する誓約書

私_____（以下「甲」という。）は、福岡市（以下「乙」という。）が定める福岡市ユマニチュード地域リーダー（以下、「地域リーダー」という。）に登録し、乙の実施するユマニチュード一般講座及びユマニチュード児童生徒講座（以下、まとめて「本講座」という。）、ユマニチュード個別相談（以下、「個別相談」という。）、及び福岡市外での講座（以下、「市外講座」という。）を実施するにあたり、以下の事項及び別紙ユマニチュード倫理憲章について遵守することを誓約します。

第1条（本講座の内容）

甲が乙の許諾の下で実施することのできる本講座の内容及びその実施の条件は以下の各号に掲げるとおりであり、甲は、当該内容を遵守する。

- ① 乙から貸与される教材（以下「本教材」という。）を用いて実施すること
- ② 無償で開催すること
- ③ 受講対象者を福岡市民（福岡市への通勤者等も含む。）に限定すること
- ④ 本講座の主催は乙とすること（ただし、乙の主催の下で、他の団体や企業等に個別の運営等を協力させ又は委託することは妨げない）
- ⑤ 申請者の希望等に応じてオンラインで実施すること

第2条（本講座の実施に関する記録等の実施）

甲は、本講座の開催に関して以下の各号に掲げる内容を遵守する。

- ① 乙の申し出がなされた場合に、乙又は乙の指定する者による本講座の視察を受け入れること
- ② 前号の視察の結果、受講者アンケートの結果等を踏まえ、乙から講師の交替又は本講座の中止の提案があった場合、甲は当該提案に従った対応を速やかにとること

第3条（本教材の管理）

甲は、本講座の実施のために乙から貸与される本教材の適切な管理のため、以下の各号に掲げる内容を遵守する。

- ① 本教材は甲のみが使用できるものとし、甲は甲以外の者に本教材を貸与及び使用をさせないこと
- ② 本教材は本講座の実施の際にのみ使用することができ、本講座の実施時以外の使用はしないこと
- ③ 本教材のデータは電磁的記録媒体に保管された状態で甲に貸与され、甲は、当該電磁的記録媒体に保管された状態で使用し、本教材のデータを印刷し又は当該電磁的記録媒体の外部に移動しないこと

- ④ 本教材の貸与期間は貸与日から甲の地域リーダーとしての登録期間の末日までとすること
- ⑤ 本教材の貸与時に、甲は、貸与を受けた本教材のデータにパスワードの設定がされていることを自ら確認すること
- ⑥ 本教材の貸与期間中であっても、地域リーダーの登録が抹消した場合又は乙から返却が要求された場合には、直ちに本教材を乙の確認の元、削除すること

第4条（個別相談の内容）

甲が乙の許諾の下で実施することのできる個別相談の内容及びその実施の条件は以下の各号に掲げるとおりであり、甲は、当該内容を遵守する。

- ① 福岡市認知症フレンドリーセンターにて実施すること
- ② 無償で開催すること
- ③ 主催は乙とすること

第5条（市外講座の内容）

甲が実施することのできる福岡市外での講座の内容及びその実施の条件は以下の各号に掲げるとおりとする。

- ① 乙及び日本ユマニチュード学会同意のもと実施すること（乙以外が主催する講座に地域リーダーを派遣する場合を含む。）
- ② 乙から貸与される教材を用いて実施すること
- ③ 無償で開催すること

第6条（反社会的勢力の排除）

甲は、乙に対して以下の各号に掲げる事項を保証する。

- ① 自らが暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体又はこれらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと
- ② 自らが、本講座の講師として活動するに当たり、乙、本講座の受講者等に対して、著しく粗野な又は乱暴な言動を用いて不当な要求を行わないこと
- ③ 反社会的勢力に対する資金提供その他の行為を行うことを通じて、意図して反社会的勢力の維持又は運営に協力していないこと
- ④ その知る限りにおいて、自らの配偶者、親族等の関係者が前各号に反しないこと

第7条（損害賠償）

甲が本誓約書に定める事項に違反することにより、乙又は第三者に損害を与えた場合には、甲は乙又は当該第三者に対して当該損害の賠償をする。

以上の事項を遵守することを誓約いたします。

なお、本誓約書に定められた事項に違反している事実が発覚した場合には、乙により、直ち

に地域リーダーの登録が抹消されることについて異存はありません。

年　　月　　日

甲

住所：_____

氏名：_____

(別紙)

ユマニチュード倫理憲章

私たち、ユマニチュードに携わる全ての者は、それぞれの人間的価値が尊重されている、とりわけ自由、独立、市民権、自律、協力と分かち合い、寛容、誠実、優しさが尊重されていると実感できる、善き環境をつくり、そこで活動します。これがユマニチュードの原則です。

ユマニチュードの原則に支えられた環境は、幸福を育み、互いに認め合うことや、個人と集団の努力の大切さをより高めていきます。これによって、共通の課題には皆で共に取り組み、個々の課題は互いに助け合うことが可能となります。怖れることなく相手と正直かつ率直に向き合うことで、相互の信頼を強固なものとします。

考案者のロゼット・マレスコッティとイヴ・ジネストは、1980 年代から一貫して、健康に関わる専門職の領域だけでなく、広く市民社会においてその価値の実現に尽力してきました。私たちも同様に、以下の憲章を遵守し、これに取り組みます。

1 常にユマニチュードの原則に忠実である

個人として、専門家として、事業に携わる者として、もしくは研修や会議、出版、研究等の活動において、常にユマニチュードの原則に忠実であり続けます。

2 常にユマニチュードの質を最優先にする

商業的利益や個人的利益よりも、私たちが実践するユマニチュードの質を最優先とします。これこそが、ユマニチュードの発展と持続化を可能になると認識します。研修プログラムについても質の担保を第一に考え、研修提供者はその内容を遵守します。

3 常に互いを尊重する

いかなる場合も相手を一方的に否定したり傷つけたりすることなく、困難が生じた時には、正直で率直な思いやりの精神をもって意見の相違や対立を乗り越えます。

4 常に誠実で透明性をもつ

誠実に行動し、個人情報や機密に該当しない情報については、完全な透明性を持って共有します。

5 常にプロフェッショナルである

プロフェッショナルとしての職業倫理をもち、経験を共有し、継続的に学び続けます。

以上